

議案第40号

木津川市火入れに関する条例の一部改正について

木津川市火入れに関する条例（平成19年木津川市条例第164号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年6月4日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

「相楽中部消防組合火災予防条例の一部を改正する条例（令和8年相楽中部消防組合条例第9号）」が令和8年3月31日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市火入れに関する条例の一部を改正する条例（案）

木津川市火入れに関する条例（平成19年木津川市条例第164号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（火入れの中止）</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報<u>若しくは乾燥注意報が発表され、又は火災注意報若しくは火災警報が発令された場合には、</u>火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる場合又は強風注意報<u>若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは火災注意報若しくは火災警報が発令された場合には、</u>速やかに消火しなければならない。</p>	<p>（火入れの中止）</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、<u>異常乾燥注意報</u>又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる<u>とき、</u>又は強風注意報、<u>異常乾燥注意報</u>若しくは火災警報が発令された<u>ときは、</u>速やかに消火しなければならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。